



平成29年4月27日

各 位

会 社 名 四国電力株式会社
代表者名 取締役社長 佐伯 勇人
(コート番号 9507 東証市場第一部)
問合せ先 総務部 株式・文書グループリーダー 林 剛史
(TEL 087-821-5061)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月28日開催予定の第93回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、今後、電気事業が大きな変革期を迎えるなかで、事業環境の変化に、より機動的かつ柔軟に対応していくことが必要であると考え、取締役会の議決権を有する社外取締役の増員等による経営の監督機能の強化と同時に、取締役会から取締役への権限委任を通じた意思決定の迅速化による業務執行機能の強化をはかるため、監査等委員会設置会社へ移行することといたします。

これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、ならびにこれらの変更に伴う条数の繰下げ等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成29年6月28日（予定）
定款変更の効力発生日	平成29年6月28日（予定）

4. その他

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日付の「代表取締役および役員等の異動に関するお知らせ」において別途開示しております。

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p>
<p>(員 数)</p> <p>第19条 本会社に取締役 <u>15</u> 名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(員 数)</p> <p>第19条 本会社に取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> 13 名以内を置く。</p> <p><u>2 本会社に監査等委員である取締役 7 名以内を置く。</u></p>
<p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>2</u> 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p>(選 任)</p> <p>第20条 (第1項現行どおり)</p> <p><u>2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p><u>3 取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></p>
<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招 集)</p> <p>第22条 取締役会は、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>2 取締役会の招集の通知は、会日の2日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に発するものとする。</p> <p>3 取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 本会社は、取締役会の決議事項について当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役<u>及び監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。</p> <p>第27条～第30条 (条文省略)</p>	<p>(招 集)</p> <p>第22条 (第1項現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集の通知は、会日の2日前までに各取締役に発するものとする。</p> <p>3 <u>取締役会は、</u>取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p><u>(業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 本会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第26条 (第1項現行どおり)</p> <p>2 本会社は、取締役会の決議事項について当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役にこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。</p> <p>第28条～第31条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
(新 設)	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>) <u>第32条 監査等委員会の決議により、常勤の監査等委員を置くことができる。</u></p>
(新 設)	<p>(<u>招 集</u>) <u>第33条 監査等委員会は、監査等委員会で予め定めた監査等委員がこれを招集する。ただし、必要があるときは、他の監査等委員も招集することができる。</u> <u>2 監査等委員会の招集の通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員に発するものとする。</u> <u>3 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p>
(新 設)	<p>(<u>議 長</u>) <u>第34条 監査等委員会の議長は、監査等委員会で予め定めた監査等委員がこれに任ずる。</u></p>
(新 設)	<p>(<u>決議の方法</u>) <u>第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほかは、監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p>(<u>議 事 録</u>) <u>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(<u>員 数</u>) <u>第31条 本会社に監査役 5 名以内を置く。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(選 任)</u> 第32条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p><u>(任 期)</u> 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役及び常任監査役)</u> 第34条 監査役会の決議により、常勤監査役を置く。 2 監査役会の決議により、常勤監査役の中から常任監査役を置くことができる。</p>	(削 除)
<p><u>(招 集)</u> 第35条 監査役会は、監査役会で予め定めた監査役がこれを招集する。ただし、必要があるときは、他の監査役も招集することができる。 2 監査役会の招集の通知は、会日の2日前までに各監査役に発するものとする。 3 監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p>	(削 除)
<p><u>(議 長)</u> 第36条 監査役会の議長は、監査役会で予め定めた監査役がこれに任ずる。</p>	(削 除)
<p><u>(決議の方法)</u> 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(議事録)</u> <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の実任免除)</u> <u>第39条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の責任を法令の定める限度において免除することができる。</u> <u>2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、監査役の同法第 423 条第 1 項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第40条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第37条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p>
	<p><u>1 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、第 93 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する同法第 423 条第 1 項の責任を法令の定める限度において免除することができる。</u> <u>2 第 93 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>